

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和 5 年 4 月
五所川原市農業委員会

「農業委員会等に関する法律」第 7 条第 1 項の規定に基づき、五所川原市農業委員会に係る標記指針を下記のとおり定める。

記

1 担い手の農地の利用集積・集約

(1) 目標

目標年度	管内の農地面積(A)	農地利用集積面積(B)	集積率(B/A)
令和 2 年度	9, 290 ha	6, 312 ha	67%
令和 5 年度	9, 290 ha	6, 693 ha	72%
令和 8 年度	9, 290 ha	7, 076 ha	76%

※令和 2 年度は実績

(2) 推進方法

- ① 人・農地プラン集落座談会に積極的に参加し、農業委員会として人と農地の問題解決のため意見を述べる。
- ② 農地中間管理機構等関係機関と連携を密にし、戸別訪問等を実施して農家の意向を把握し農地中間管理事業を推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。
単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 遊休農地の発生防止・解消

(1) 目標

目標年度	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
令和 2 年度	9, 290 ha	22.0 ha	0.23%
令和 5 年度	9, 290 ha	18.0 ha	0.19%
令和 8 年度	9, 290 ha	14.0 ha	0.15%

※令和 2 年度は実績

(2) 推進方法

農業委員及び推進委員の日常的な活動及び農地パトロールの実施により状況を把握し、必要に応じて指導、助言を行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進

(1) 目標

目標年度	新規参入者数
令和2年度	6経営体
令和5年度	10経営体
令和8年度	10経営体

※令和2年度は実績

(2) 推進方法

新規就農を検討している人や就農希望者への窓口相談や農地のあっせん等、農業委員、推進委員及び関係機関が連携して、円滑に就農できるよう体制を強化し新規就農者の確保に努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

4 「地域計画」の目標を達成するための役割

五所川原市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、五所川原市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力

5 目標・推進方法の見直しについて

本指針の目標及び推進方法については、達成状況等を踏まえ毎年度検討を加えるとともに、農業委員・推進委員の改選期である3年ごとに見直しを行なう。